

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
○北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）	1
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）	1
○北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則（地球温暖化対策室）	2
○北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則……………（医療業務課）	2
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則……………（道立病院室）	2
○北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域保健課）	3
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域保健課）	4
○北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	4
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	4
○北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号に規定する管理職員を定める規則の一部を改正する規則……………（警察本部警務課）	4

規 則

北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則の一部を改正する規則

北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則（平成24年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「附則第37項の表第1号」の次に「及び第38項第2号」を加える。

本則中「昭和27年北海道条例第75号」の次に「。次条において「条例」という。」を、

「区分」の次に「（同条において「管理職手当区分」という。）」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（条例附則第37項の表第1号に規定する規則で定める管理職員）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（条例附則第38項第2号に規定する規則で定める管理職員）

第2条 条例附則第38項第2号に規定する規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種から6種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道固定資産評価審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道固定資産評価審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第4項」を「第3条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第3」を「別表第3の1の項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項本文の命令を受けるべき者
- (2) 道路交通法第51条の4第6項の通知を受けるべき者
- (3) 道路交通法第51条の4第13項の督促を受けるべき者
- (4) 道路交通法第51条の4第14項の徴収を受けるべき者

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（）」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

第11条第1号中「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改める。

第12条を次のように改める。

（特定機械器具）

第12条 条例第23条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下この条において「省エネルギー法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーであって、直吹きで壁掛け形のものをいう。ただし、その生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。以下この条において同じ。）が年間500台以上である製造事業者等（省エネルギー法第77条第1項に規定するエネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。）が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第1号において同じ。）
- (2) テレビジョン受信機（省エネルギー法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間1万台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第2号において同じ。）
- (3) 電気冷蔵庫（省エネルギー法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間2,000台（家庭用以外のものにあっては、100台）以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第3号において同じ。）
- (4) ストープ（省エネルギー法施行令第21条第12号に規定するストープをいう。ただし、その生産量又は輸入量が年間300台以上である製造事業者等が製造し、又は輸入するものに限る。第14条第4号において同じ。）

第14条第1号中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器」に改める。

平成26年3月28日（金曜日）

北 海 道 公 報

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。
第3条中「100分の103」を「100分の108」に改める。

第4条第1項の表使用料の部分べん料の項中「消費税」の次に「及び地方消費税」を加え、同部おむつ、肌着等貸付料の項中「630円」を「640円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,160円」を「8,400円」に、「5,720円」を「5,880円」に改め、同部健康診断料の項及び死体検案料の項中「13円65銭」を「14円4銭」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「5万610円」を「5万2,050円」に、「2万55円」を「2万620円」に改め、同部予防接種料の項中「315円」を「3,240円」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,575円」を「1,620円」に改め、同款証明書の項中「2,100円」を「2,160円」に、「1,575円」を「1,620円」に改め、同款診療費明細書の項中「2,100円」を「2,160円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
第5条中「100分の103」を「100分の108」に改める。

第6条第1項の表使用料の部分べん料の項中「消費税」の次に「及び地方消費税」を加え、同部おむつ、肌着等貸付料の項及び紙おむつ料及び肌着等貸付料の項中「630円」を「640円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,160円」を「8,400円」に、「5,720円」を「5,880円」に改め、同部一般健康診断料の項中「12,490円」を「12,850円」に改め、同部人間ドック検診料の項中「31,500円」を「32,400円」に改め、同部脳検診料の項中「18,160円」を「18,680円」に改め、同部肺がん検診料の項中「1,360円」を「1,400円」に改め、同部婦人

号外第14号 2

科検診料（子宮・卵巣がん）の項中「9,970円」を「10,260円」に改め、同部死体検案料の項中「3,670円」を「3,780円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「5万610円」を「5万2,050円」に、「2万50円」を「2万620円」に改め、同部予防接種料の項中「310円」を「3,240円」に改め、同部配偶者間人工授精（ＡＩＨ）料の項中「4,140円」を「4,260円」に改め、同項の次に次のように加える。

乳房マッサージ料	1回につき使用した材料の実費に2,160円を加算した額	
----------	-----------------------------	--

第6条第1項の表使用料の部特別病室使用料の項中「5,250円」を「5,400円」に改め、同部特別長期入院料の項中「2,450円」を「2,510円」に改め、同部医科診療報酬点数表に規定する回数を超えた診療に係る診療料の項中「厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療（平成18年厚生労働省告示第120号）に掲げる」を「告示第498号第7号の5に規定する」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,570円」を「1,620円」に改め、同款証明書の項中「2,100円」を「2,160円」に、「1,570円」を「1,620円」に改め、同款診療費明細書の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同部レントゲン複写料の項中「735円」を「750円」に改め、同部に次のように加える。

診察券再発行手数料	1枚につき100円	
-----------	-----------	--

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表水、大気、土壌及び化学物質の部1の項中「275,700円」を「283,700円」に、「228,300円」を「234,900円」に、「114,200円」を「117,500円」に改め、同部2の項中「3,500円」を「3,600円」に、「12,200円」を「12,600円」に、「14,900円」を「15,300円」に、「29,200円」を「30,000円」に改め、同部3の項中「4,000円」を「4,100円」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同部4の項中「19,400円」を「20,000円」に、「36,000円」を「37,100円」に、「8,700円」を「9,000円」に、「31,300円」を「32,200円」に、

「86,500円」を「89,900円」に、「6,300円」を「6,500円」に改め、同部5の項中「4,700円」を「4,850円」に、「8,200円」を「8,500円」に、「18,600円」を「19,100円」に改め、同部6の項中「1,300円」を「1,350円」に、「12,800円」を「13,100円」に改め、同部7の項中「21,400円」を「22,100円」に、「115,600円」を「118,900円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「11,900円」を「12,300円」に改め、同部8の項中「11,100円」を「11,500円」に改め、同部9の項中「9,400円」を「9,700円」に、「16,300円」を「16,800円」に改め、同部10の項中「18,400円」を「19,000円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同部11の項中「33,000円」を「34,000円」に、「6,450円」を「6,700円」に、「4,460円」を「4,600円」に改め、同部12の項中「18,500円」を「19,000円」に改め、同表放射能含有物質の部中「17,700円」を「18,200円」に、「21,100円」を「21,800円」に、「51,300円」を「52,800円」に改め、同表食品の部1の項中「1,200円」を「1,250円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「10,000円」を「10,300円」に、「20,000円」を「20,600円」に改め、同部2の項中「1項目につき4,900円」を「1項目につき5,050円」に、「8,500円」を「8,750円」に、「26,000円」を「26,800円」に、「34,900円」を「35,900円」に改め、同部3の項中「10,500円」を「10,800円」に、「21,400円」を「22,100円」に、「44,000円」を「45,300円」に改め、同部4の項中「4,600円」を「4,750円」に、「20,000円」を「20,600円」に、「34,500円」を「35,500円」に、「68,200円」を「70,200円」に改め、同部5の項中「34,200円」を「35,200円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「3,200円」を「3,300円」に、「6,500円」を「6,750円」に、「38,100円」を「39,300円」に改め、同部6の項中「18,500円」を「19,000円」に改め、同表飲食器具及び包装容器の部中「5,200円」を「5,350円」に、「11,800円」を「12,200円」に、「15,900円」を「16,400円」に改め、同表薬品、化粧品及び医療機器の部1の項中「4,300円」を「4,450円」に、「14,400円」を「14,800円」に、「7,100円」を「7,350円」に、「19,300円」を「19,900円」に、「41,400円」を「42,700円」に改め、同部2の項中「1成分につき4,000円」を「1成分につき4,200円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「20,600円」を「21,200円」に、「10,300円」を「10,600円」に、「17,500円」を「18,000円」に、「31,100円」を「32,100円」に、「23,200円」を「24,000円」に、「1項目につき4,000円」を「1項目につき4,150円」に改め、同部3の項中「6,800円」を「7,050円」に、「18,200円」を「18,700円」に、「38,600円」を「39,800円」に改め、同表家庭用品中の有害物質の部1の項中「15,600円」を「16,100円」に改め、同部2の項中「10,500円」を「10,900円」に、「20,300円」を「20,900円」に、「44,900円」を「46,300円」に改め、同表生体材料の部1の項中「1,200円」を「1,250円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「4,100円」を「4,250円」に、「5,400円」を「5,550円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「3,300円」を「3,400円」に、「4,500円」を「4,650円」に、「12,000円」を「12,400円」に、「13,400円」を「13,800円」に、「17,900円」を「18,400円」に改め、同部2の項中「3,600円」を「3,700円」に、「5,900

円」を「6,100円」に、「38,100円」を「39,200円」に改め、同部３の項中「1,400円」を「1,500円」に、「11,300円」を「11,700円」に改め、同部４の項中「18,500円」を「19,000円」に、「25,900円」を「26,700円」に、「30,800円」を「31,700円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,900円」を「3,050円」に、「4,400円」を「4,550円」に、「12,200円」を「12,600円」に、「18,000円」を「18,600円」に改め、同部５の項中「7,400円」を「7,600円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「18,700円」を「19,300円」に、「65,500円」を「67,400円」に改め、同部６の項中「23,100円」を「23,800円」に、「26,600円」を「27,400円」に改め、同表成績書の謄本の部中「600円」を「610円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の103」を「100分の108」に改め、同条第３項中「２万5,600円」を「２万6,200円」に改める。

別表試験検査の項中「100分の103」を「100分の108」に改め、同表歯科の項中「一顎」を「一顎」に改め、同表水の項中「3,400円」を「3,470円」に、「16,500円」を「17,070円」に、「14,000円」を「14,100円」に、「18,200円」を「18,700円」に改め、同表食品及び添加物の項中「4,700円」を「4,800円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「11,200円」を「11,500円」に、「4,400円」を「4,550円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「2,750円」を「2,850円」に、「35,000円」を「36,000円」に、「12,850円」を「13,200円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「3,250円」を「3,350円」に改め、同表容器包装及びおもちゃの項中「4,700円」を「4,800円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「10,800円」を「11,100円」に、「2,750円」を「2,850円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「794円」を「817円」に、「8,150円」を「8,400円」に、「2,650円」を「2,750円」に改め、同表洗淨剤の項中「10,800円」を「11,100円」に、「2,750円」を「2,850円」に、「2,650円」を「2,750円」に、「666円」を「685円」に、「8,500円」を「8,750円」に、「2,800円」を「2,900円」に改め、同表室内空気化学物質の項中「18,400円」を「18,950円」に、「4,550円」を「4,700円」に、「33,000円」を「33,950円」に、「6,450円」を「6,650円」に、「4,460円」を「4,600円」に改め、同表文書の項中「1,570円」を「1,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第２条中「100分の103」を「100分の108」に改める。

別表診断書の項中「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,570円」を「1,620円」に改め、同表証明書の項中「1,570円」を「1,620円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第３条中「100分の103」を「100分の108」に改める。

第４条第１項の表使用料の部健康診断料の項及び死体検案料の項中「2,830円」を「3,040円」に改め、同部予防接種料の項中「消費税」の次に「及び地方消費税」を加え、「315円」を「3,240円」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,570円」を「1,620円」に改め、同款証明書の項中「1,570円」を「1,620円」に改め、同款診療費明細書の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同部に次のように加える。

診察券再発行手数料	１枚につき100円	
-----------	-----------	--

附 則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第１号に規定する管理職員を定め

る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第 1 号に規定する管理職員を定める規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第 1 号に規定する管理職員を定める規則（平成24年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「附則第36項の表第 1 号」の次に「及び第37項第 2 号」を加える。

本則中「昭和29年北海道条例第34号」の次に「。次条において「条例」という。」を、「区分」の次に「（同条において「管理職手当区分」という。）」を加え、本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（条例附則第36項の表第 1 号に規定する規則で定める管理職員）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

（条例附則第37項第 2 号に規定する規則で定める管理職員）

第 2 条 条例附則第37項第 2 号に規定する規則で定める管理職員は、管理職手当区分が 4 種に該当する職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
